

兵庫県内の特定非営利活動法人の皆さまへ
- 改正NPO法の施行（H24.4.1）に伴う変更点 -
兵庫県企画県民部県民文化局協働推進室

1 神戸市内にのみ事務所がある法人は、所轄庁（申請・報告書類の届出先）が県から神戸市に変わります（手引P30参照）

(1) 対象

神戸市内にのみ事務所がある法人

ただし、主たる事務所が神戸市内にあっても、神戸市外に従たる事務所がある法人の所轄庁は、兵庫県のまま変わりません。

(2) 法人への影響

該当する法人は、24年4月以降、事業報告書等、定款変更認証申請書、定款変更届出書、役員変更届等の各書類を、神戸市に提出してください。

兵庫県	兵庫県企画県民部県民文化局協働推進室
住所	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館3階
電話	078-362-9102
FAX	078-366-0167
神戸市	神戸市市民参画推進局参画推進部市民協働推進課
住所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館24階 協働と参画のプラットフォーム
電話	078-322-6837
FAX	078-322-6037

2 理事長以外の代表権の有しない理事の抹消登記が必要です（手引P39、40参照）

(1) 対象

ほぼ全ての法人が対象

具体的には、定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」との規定がある（理事長以外の理事の代表権を制限している）法人が対象となります。

(2) 法人への影響

法施行後6か月以内（平成24年10月末まで）に、理事長（代表理事）以外の理事について抹消登記を行ってください。

これを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられることがあります。

具体的な登記の方法については、神戸地方法務局078-392-1821まで、お問い合わせください。

（理事長の就任承諾書、理事長の互選を証する文書等が求められる可能性があります）

3 定款変更にかかる登記の変更を行った際は、登記後速やかに「登記事項証明書」等の提出が必要になります（手引P80参照）

(1) 対象 全ての法人（登記の変更を伴う定款変更を行う法人）

(2) 法人への影響

認証が届出かに関わらず、定款変更にかかる登記事項の変更を行った法人は、登記完了後遅滞なく、次の書類を提出してください。

「定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書」

「登記事項証明書」

「登記事項証明書の写し」

「認証書の写し（認証事項の場合）」

4 定款変更の際、届出のみで足りる事項が拡大される一方、新たに添付書類が必要となります（手引P76、77参照）

(1) 対象 全ての法人（定款を変更する法人）

(2) 法人への影響

24年4月以降に定款変更を行う場合、届出のみで足りる（認証を要しない）事項が、次表のとおり拡大されました

定款変更届出書に、「社員総会の議事録の謄本」と「変更後の定款（2部）」を添付してください。

現行	平成24年4月1日から
以下の軽微な事項に関する定款の変更 ・事務所の所在地 （所轄庁変更を伴わないもの） ・資産に関する事項 ・公告の方法	以下の事項に関する定款の変更 ・事務所の所在地 （所轄庁変更を伴わないもの） ・ <u>役員の定数に関する事項</u> ・資産に関する事項 ・ <u>会計に関する事項</u> ・ <u>事業年度</u> ・ <u>残余財産の帰属先に関する事項を除く解散に関する事項</u> ・公告の方法 ・ <u>法第11条各号に掲げる事項以外の事項（任意的記載事項）</u>

上記3、4の変更に伴い、事業報告書提出時に、前事業年度中に定款変更があった場合の関係書類を提出する必要がなくなります。

（ただし、法改正前の事業年度において定款変更を行っている場合は除きます）

5 定款変更を行う場合は、あわせて次の条項を見直してください（手引P36-50参照）

（これらの改正だけのために急いで定款を変更する必要はありません）

(1) 対象 全ての法人（定款を変更する法人）

(2) 法人への影響

定款の変更（旧モデル定款第51条、新モデル定款第48条）

「軽微な変更として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて」

「法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更をした場合」

法改正で「軽微な変更」という文言が削除されたため、修正が必要です。

総会の権能（新旧第23条）、事業計画及び予算（新旧第44条）、事業報告及び決算（旧第48条、新第47条）

「収支予算・収支決算」「活動予算・活動決算」

法改正で「NPO法人会計基準」が採用され、「収支計算書」が「活動計算書」に変更されたため、修正が必要です。

事業（新旧第5条第2項）

「収益」「利益」

法改正で、その他事業について、「収益」（資本取引以外の正味財産分の増加分を表す概念）が「利益」（収益から費用を差し引いた概念）に変更されたため、修正が必要です。

特定非営利活動の種類（新旧第4条）

法改正に伴い、次の2種類が新たに選択できるようになりましたので、これらの活動を行っている法人は、定款に追加するかどうかをご検討ください。

「観光の振興を図る活動」

「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」

6 閲覧書類に「最新の役員名簿」が加わりました（手引P81、82参照）

(1) 対象 全ての法人

(2) 法人への影響

役員変更届を提出する際は「最新（変更後）の役員名簿」を添付してください。

【重要】

経過措置として、法施行後最初に事業報告書等を提出する際は「最新の役員名簿」を添付してください。

別途、それまでにまたは同時に、役員変更届に添付して提出する場合は不要です。

法人の事務所で「最新の役員名簿」を閲覧に供することが義務付けられます。

《法人の事務所に備置き、閲覧に供すべき書類》

事業報告書

計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録

前事業年度の役員名簿

前事業年度の社員のうち10人以上の名簿

定款

認証書、登記事項証明書

最新の役員名簿

} 過去3年分

7 従たる事務所でも、主たる事務所と同じ書類の備え置き・閲覧が義務付けられました

(1) 対象 従たる事務所のある法人

(2) 法人への影響

平成24年4月以降は、従たる事務所においても、主たる事務所と同様に、事業報告書等、役員名簿、定款等の書類を備置き、閲覧に供する必要があります。

8 「NPO法人会計基準」が採用され、「収支計算書」が「活動計算書」になります

(ただし、法施行後に開始した事業年度に関する事業報告書等から変更。当面の間、従来の収支計算書による提出も可)(手引P106-165参照)

(1) 対象 全ての法人

(2) 法人への影響

毎年の事業報告書等を作成する際は、複式簿記・発生主義を基本とする「NPO法人会計基準」に基づき、「活動計算書」等を作成する必要があります。

9 認定NPO法人制度(税制優遇が与えられるNPO法人)にかかる変更

(手引P166-175参照)

所轄庁の変更

認定事務の所轄庁は従来国税庁でしたが、今後は認証事務と同様に、兵庫県と神戸市が所轄庁となります。

認定要件の緩和

認定要件の一つであるPST要件(広く市民から支援されているか判断するための基準)について、新たに絶対値基準(年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上)が設けられました。

仮認定制度の導入

設立後5年以内の法人を対象に、3年間PST要件を免除し、NPO法人の立ち上げを支援する仮認定制度が設けられました。

しかも、法施行後3年間は、経過措置として全ての法人が対象となります。

1.0 その他

縦覧期間中の補正(手引P27-29参照)

これまででは、認証に係る申請書や添付書類に不備があった場合でも申請者側から補正することはできませんでしたが、法改正後は、軽微な不備に限り、受理日から1月以内は補正が可能になります。

その場合は、「補正書」に「申請書類・添付書類のうち当該補正に係る書類」を添付して、提出してください。

社員総会決議の省略(みなし総会決議)(手引P74、75参照)

法改正後は、理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に、その提案について社員全員が書面や電磁的記録(電子メール)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす(みなし総会決議)ことが可能になります。

ただし、少なくとも毎年1回は、通常社員総会を開かなければなりません。

解散公告の簡素化(手引P177-188参照)

法人を解散する際に、債権者に対してその旨を通知する公告の回数が、3回以上から少なくとも1回に簡素化されます。